

	質 疑 事 項	回 答
1	<p>あまりに倒壊の恐れがあって、被災建物に近づけない時は、どこに（判定ステッカー）を貼ればよいですか。</p>	<p>余震による倒壊の危険性のある建物の調査は、危険の及ばない相当の距離をおいて実施すれば足りります。</p> <p>またこの場合は、建物に対する注意喚起だけでなく、その付近へ立ち入ることの危険性を明らかにすることも必要であるので、判定ステッカーの注意欄にその範囲等をわかりやすく表現した上で、判定ステッカーを境界付近の見やすい位置に貼付することが適切であると考えられます。</p>
2	<p>野球場などの競技場にある大型の投光器などは、どういう基準を取った方が良いでしょうか。</p> <p>基礎の状態、鉄柱の傾き、投光器の状態くらいが目視になりますか。</p>	<p>応急危険度判定は、地震被害を受けた建築物に適用します。したがって、工作物等については本基準を適用することができません。</p> <p>しかし、隣接する工作物等が調査対象建築物に倒れ込む危険がある場合は、ブロック塀等と同様に、判定調査表3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度「その他」の括弧に該当工作物等の名称を記入し、危険度の判定を行ってください。</p>
3	<p>判定ステッカーは、いつ、誰がはがすのでしょうか。</p>	<p>判定ステッカーは、応急危険度判定の結果を建築物の所有者や使用者、または付近を通行する人などの第三者に知らしめるため、原則として建築物の出入り口などの認識しやすい場所に貼付します。</p> <p>貼付しておく期間は、基本的には余震がおさまるまでと考えられます。貼付期間が長期になる場合も考えられるため、(判定ステッカーの材質が紙なので)なるべく風雨が当たらない場所に貼付するなど判定ステッカーが剥がれないようにする工夫も必要です。</p> <p>なお、制度上、貼付を強制することはできませんので、所有者等がはがすのはやむを得ないものと考えます。</p>

	質 疑 事 項	回 答
4	<p>一級（建築士）や二級（建築士）で判定できる建物は変わってくるのでしょうか。</p> <p>また、女性の参加率も知りたいです。参加日数などは人によって違うのでしょうか。</p> <p>今日のスライドが欲しいです。</p>	<p>応急危険度判定は、震災後の迅速な活動が要求されるため、判定士の資格等により調査する建物を割り振ることはしていません。</p> <p>なお、判定士2人で1チームを構成して調査を行うため、資格等を配慮することが望ましいと考えます。</p> <p>東日本大震災のときに県内で判定活動を行った女性の民間判定士の参加率は約1%です。また、民間判定士の参加日数は、概ね2日間となっています。</p> <p>誠に申し訳ありませんが、スライドの配付は行っていません。</p>
5	<p>判定マニュアル p.5 「…地上階数が8以上であれば、鉄骨鉄筋コンクリート造と考えると良く…」とありますが、近年の建物は14～15階でも鉄筋（コンクリート造）です。</p>	<p>近年、鉄筋コンクリート造の高層建築物が多数建築され、その数も年々増加傾向にあります。10階程度以上、または30m以上の建築物については、応急危険度判定手法の開発においては検討範囲外であったため、判定マニュアルの適用範囲外となっています。</p> <p>なお、判定のときに構造種別の判断のつきかねる場合は、調査表に記入しなくても結構です。</p>